

○金属くず回収業に関する条例施行規則

北海道公安委員会規則第6号

平成29年3月31日

改正 令和元年12月14日公安委員会規則第12号、3年2月16日第1号、4年2月22日第1号

金属くず回収業に関する条例施行規則をここに公布する。

金属くず回収業に関する条例施行規則

金属くず回収業に関する条例施行規則（昭和32年北海道公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

改正 令和元年11月8日公安委員会規則第12号、令和3年2月16日第1号、令和4年2月22日第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（方面公安委員会への権限の委任）

第2条 条例の規定により北海道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、札幌方面以外の方面にあっては、当該方面公安委員会が行う。

- (1) 条例第3条の規定による許可に関する事務
- (2) 条例第6条又は第19条の規定による許可の取消しに関する事務

（心身の故障により金属くず回収業の業務を適正に実施することができない者）

第2条の2 条例第4条第7号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により、金属くず回収業の業務を適正に実施するに当たって、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事ができない者とする。

（金属くず回収業の許可の申請）

第3条 条例第5条第1項に規定する許可申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 条例第5条第1項の公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 最近5年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

イ 条例第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

エ 未成年者で金属くず回収業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず回収業者の相続人である未成年者で金属くず回収業を営

むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに金属くず回収業に係る営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るアからウに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからエまでに掲げる書類））

(2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

- ア 定款及び登記事項証明書
- イ 役員に係る前号アに掲げる書類
- ウ 役員に係る前号ウに掲げる書類
- エ 役員に係る条例第4条第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3) 選任する条例第12条第1項の管理者に係る次に掲げる書類

- ア 第1号アに掲げる書類
- イ 第1号ウに掲げる書類
- ウ 条例第12条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面（許可証の様式）

第4条 条例第5条第2項に規定する許可証の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

（許可証の再交付の申請等）

第5条 条例第5条第4項の規定による届出は、別記第3号様式の金属くず回収業許可証再交付申請書によりしなければならない。

2 北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、前項の届出を受理したときは、許可証を再交付しなければならない。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、当該変更に係る変更年月日及び変更事項とする。

2 条例第7条第1項に規定する届出書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

3 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める場合は、当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。

4 条例第7条第1項に規定する公安委員会規則で定める書類は、第3条第2項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類とする。

5 前項の規定にかかわらず、金属くず回収業者が現に条例第12条第1項の管理者として選任している者を、新たに同項の管理者として選任した場合において条例第7条第1項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第3条第2項第3号の書類を添付することを要しない。

6 条例第7条第2項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、当該許可証を交付した公安委員会に、別記第4号様式の金属くず回収業書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

7 公安委員会は、前項の規定による書換申請書及び許可証の提出を受けたときは、当該許可証の記載事項の書換えをしなければならない。

（許可証の返納）

第7条 条例第8条第1項、第3項及び第4項の規定による許可証の返納は、当該許可証と

ともに、別記第5号様式の金属くず回収業許可証返納理由書を提出しなければならない。

(書類の経由)

第8条 第3条第1項、第5条第1項、第6条第2項及び第6項並びに前条に規定する書類は、主たる営業所の所在地（営業所のない者にあつては、住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地）を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

(行商従事者証の様式)

第9条 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める様式は、別記第6号様式とする。

(標識の様式)

第10条 条例第11条の公安委員会規則で定める様式は、別記第7号様式とする。

(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第10条の2 条例第12条第2項第3号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により、管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事ができない者とする。

(確認等の義務を免除する金属くず)

第11条 条例第13条第2項の公安委員会規則で定める金額は、200円とする。

(帳簿)

第12条 金属くず回収業者が条例第14条第1項の規定により記載をする帳簿の様式は、別記第8号様式のとおりとする。

2 条例第14条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第14条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であつて、条例第14条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 金属くず回収業者は、条例第14条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

4 条例第14条第3項の規定による届出は、別記第9号様式の金属くず回収業帳簿等毀損等届出書によりしなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第13条 条例第15条第3項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と金属くず回収業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) ファクシミリ装置を用いて送信する方法

(電磁的方法による記録の保存)

第14条 金属くず回収業者が、条例第14条第2項及び第15条第4項の規定により電磁的方法による記録の保存を行うときは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的方法による記録を金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備え

られたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的方法による記録を金属くず回収業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法（保管命令）

第15条 警察本部長又は警察署長（次項において「警察本部長等」という。）は、条例第16条の規定により金属くず回収業者に対し金属くずの保管を命ずるときは、別記第10号様式の保管命令書を交付しなければならない。

- 2 警察本部長等は、前項に規定する場合において、保管の必要がないと認めるに至ったときは、別記第11号様式の保管命令解除通知書により、保管命令を解除しなければならない。（身分を示す証明書の様式）

第16条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、別記第12号様式のとおりとする。（台帳の備付け）

第17条 方面公安委員会は、別記第13号様式の金属くず回収業許可台帳を備え付けなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 条例附則第5項の公安委員会規則で定める金額は、200円とする。
- 3 この規則施行の際現にされているこの規則による改正前の金属くず回収業に関する条例施行規則第3条の申請は、この規則による改正後の金属くず回収業に関する条例施行規則第3条の申請とみなす。

附 則（令和元年公安委員会規則第12号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和3年公安委員会規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の聴聞及び弁明の機会の付与に関する細則、第2条の規定による改正前の北海道暴力団の排除の推進に関する条例施行規則又は第3条の規定による改正前の金属くず回収業に関する条例施行規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和4年公安委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の

者は、改正後の金属くず回収業に関する条例施行規則第3条第2項の規定の適用については、同項第1号エに規定する未成年者には含まれないものとする。

※資料区分	41		※受理年月日			年		月		日
※受理警察署			(署)							
※許可証番号		(金)第	号	※許可年月日			年		月	日

金属くず回収業許可申請書

金属くず回収業に関する条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

北海道公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏 又 は 名 称	(フリガナ)											
	(漢 字)											
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人											
生 年 月 日		年	月	日								
住 所 又 は 居 所	都 道 市 区 府 県 町 村											
						電話 () ー 番 ※本(国)籍 ()						
行商をしようとする者であるかどうかの別		1. する 2. しない										
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
	氏 名	(フリガナ)										
		(漢 字)										
	生 年 月 日		年	月	日							
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村											
						電話 () ー 番 ※本(国)籍 ()						

別紙

※資料区分	42		※受理年月日				年			月			日
※受理警察署			(署)										
※許可証番号		(金)第	号	※許可年月日			年			月			日

代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
	氏 名	(フリガナ)										
		(漢 字)										
	生 年 月 日				年			月			日	
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村											
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
	氏 名	(フリガナ)										
		(漢 字)										
	生 年 月 日				年			月			日	
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村											
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											
代 表 者 等	種 別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人										
	氏 名	(フリガナ)										
		(漢 字)										
	生 年 月 日				年			月			日	
住 所	都 道 市 区 府 県 町 村											
	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											

（金）第 号

金属くず回収業許可証

1 氏 名
（ 法 人 名 称 ）

2 住 所 又 は 居 所
（主たる事務所の所在地）

3 行 商 の 別

4 最 終 書 換 年 月 日

5 再 交 付 年 月 日

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）第3条の許可を受けた者であることを証する。

年 月 日

北海道公安委員会



別記第3号様式（第5条関係）

※資料区分	44		※受理年月日				年			月			日
※受理警察署			() 署	※再交付日			年			月			日

金属くず回収業許可証再交付申請書

金属くず回収業に関する条例第5条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	(金)第	号											
許可年月日			年			月						日	
氏名 又は名称	(フリガナ)												
	(漢字)												
生年月日			年			月						日	
住所 又は居所	都道府県						市区町村						
	電話 () - 番												
代 者 者	(フリガナ)												
	(漢字)												
住 所	都道府県						市区町村						
	電話 () - 番												
行商をする者であるかどうかの別			1. する 2. しない										

再交付申請 の理由	
--------------	--

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

※資料区分	45		※受理年月日				年			月			日
※受理警察署			(署)	※書換交付日			年			月			日
※変更先警察署			(署)										

金属くず回収業 変更届出書
書換申請書

金属くず回収業に関する条例第7条 第1項 の規定により 変更の届出を
第2項 許可証の書換えを申請 します。

公安委員会 殿

年 月 日

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	(金)第	号	
許可年月日			年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ)		
	(漢字)		

変更・書換事項

変更年月日			年			月			日
氏名 又は名称	(フリガナ)								
	(漢字)								
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人								
住所 又は居所	都 道 府 県				市 区 町 村				
	電話 () ー 番 ※本(国)籍 ()								
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない								

変更区分	1. 削除：従前の代表者等を削除（旧欄） 2. 追加：新たに代表者等を追加（新欄） 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更 4. 交替：削除と追加を同時に行う									
変更年月日			年			月			日	
代 表 者 等	旧	種別	1. 代表者 2. 役員							
		氏名	(フリガナ)							
	生年月日				年			月		日
	新	種別	1. 代表者 2. 役員							
氏名		(フリガナ)								
生年月日					年			月		日
住 所	都 道 府 県				市 区 町 村					
	電話 () ー 番 ※本(国)籍 ()									

別紙

※資料区分	46		※受理年月日				年			月			日
※受理警察署			(署)										

許可証番号	(金)第	号										
許可年月日			年			月			日			
氏又は名称	(フリガナ)											
	(漢字)											

変更事項

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替												
変更年月日				年						月			日
代 旧	種別	1. 代表者 2. 役員											
	氏名	(フリガナ)											
	氏名	(漢字)											
表 新	種別	1. 代表者 2. 役員											
	氏名	(フリガナ)											
	氏名	(漢字)											
等	生年月日				年					月			日
	住所	都道府県 市区町村											
	住所	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											

変更区分	1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替												
変更年月日				年						月			日
代 旧	種別	1. 代表者 2. 役員											
	氏名	(フリガナ)											
	氏名	(漢字)											
表 新	種別	1. 代表者 2. 役員											
	氏名	(フリガナ)											
	氏名	(漢字)											
等	生年月日				年					月			日
	住所	都道府県 市区町村											
	住所	電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											

(その2)

※資料区分	47		※受理年月日				年			月			日
※受理警察署			(署)										
※所轄警察署			(署)	※営業所番号									

許可証番号	(金)第	号											
許可年月日			年			月							日
氏又は名称	(フリガナ)												
	(漢字)												

営業所に係る変更事項

変更区分	1. 新設 : 営業所を新設 (「変更・廃止する営業所の名称」欄を除く全項目に記載) 2. 変更(1) : 従前の届出事項を変更 (変更(2)以外) 3. 変更(2) : 管理者のみ変更 4. 廃止 : 営業所を廃止 (「営業所の変更年月日」欄に廃止日を記載)												
変更・廃止する営業所の名称	(フリガナ)												
	(漢字)												

変更年月日			年			月							日
営業所	形態	1. 主たる営業所 2. その他の営業所 3. 営業所なし (住所、居所又は主たる事務所の所在地)											
	名称	(フリガナ)											
		(漢字)											
所在地	市区町村												
	電話 () - 番												

変更区分	1. 新規 : 管理者等を新たに選任 2. 交替 : 従前とは別の管理者を選任 3. 変更 : 従前の管理者の届出事項を変更												
変更年月日			年			月							日
管理者	旧	氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
	新	氏名	(フリガナ)										
			(漢字)										
	生年月日			年			月			日			
	住所	都道府県										市区町村	
		電話 () - 番 ※本(国)籍 ()											

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日(人事異動、営業所の新設、移転又は廃止等の年月日をいう。)を記載すること。
 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第7条関係）

※資料区分	48		※受理年月日				年				日
※受理警察署			(署)								

金属くず回収業許可証返納理由書

第1項
 金属くず回収業に関する条例第8条 第3項 の規定により許可証を返納します。
 第4項

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	(金) 第	号									
許可年月日			年			月					日
氏名 又は 名称	(フリガナ)										
	(漢 字)										

返納理由の 発生年月日			年			月			日		
返納理由	1. 金属くず回収業を廃止した。 2. 許可が取り消された。 3. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。										

- 注1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第9条関係）

行 商 従 事 者 証		
金属くず回収業者 の氏名又は法人名称 住 所 又 は 居 所		
写 真	許 可 証 番 号	(金) 第 号
	従 事 者 の 氏 名	
	生 年 月 日	

←————— 8.6 —————→

↑————— 5.4 —————↓

注1 色は、白色地に黒文字とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 「従事者の氏名」及び「生年月日」欄には、行商をする代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。

4 「写真」欄には、行商従事者本人の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

別記第7号様式（第10条関係）

北海道公安委員会許可 (金)第 号

金属くず回収業者

○ ○ ○ ○

16

8

- 注1 この様式は、金属くず回収業者がその営業所に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、白色地に黒文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 下欄には、金属くず回収業者の氏名又は名称を記載するものとする。

別記第 8 号様式（第12条関係）

受 入 れ						払 出 し	
年月日	品 目	数 量	特 徴	住所、氏名、年齢	措置区分	年月日	住所、氏名、年齢

- 注 1 「品目」欄には、銅、鉄、亜鉛、砲金、アルミその他の金属くずの塊、板又はくずの別を記入すること。
- 2 「数量」欄には、長さの計量単位はメートルで、重さの計量単位はキログラムで記入し、個数で取引するものは、その付記すること。
- 3 「特徴」欄には、例えば、「アルミ缶を塊にしたもの」、「鉄骨として使用されていたもの」のように特徴を記載すること。
- 4 規格は、A列4番横長とする。

金属くず回収業帳簿等毀損等届出書

金属くず回収業に関する条例第14条第3項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許 可 証 番 号	(金) 第 号									
許 可 年 月 日				年			月			日
氏 名 又 は 名 称	(フリガナ)									
	(漢 字)									

営業所の所在地 及 び 名 称	
毀 損 等 の 理 由 及 び そ の 期 間	

- 注1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第15条関係）

保管命令書		第 号
住所 保管者 氏名		
金属くず回収業に関する条例第16条の規定により保管を命ずる。		
金属くずの品目 及び数量		
保管の場所		
保管すべき期間		
処分の理由		
年 月 日		
長 印		
年 月 日第 号による保管命令書のとおり確実に保管します。		
年 月 日		
長 殿		
保管者の住所及び氏名		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第11号様式（第15条関係）

保管命令解除通知書		第	号
住所			
保管者			
氏名			
年	月	日第	号による保管命令は、解除する。
年	月	日	
			長 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式（第16条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	官 職
	氏 名
上記の者は、金属くず回収業に関する条例第17条第1項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

8.6

5.4

（裏）

金属くず回収業に関する条例（抜粋）

第17条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において金属くず回収業の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等（第14条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第24条第8号において同じ。）を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。

3 警察本部長等は、必要があると認めるときは、金属くず回収業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができる。

注 図示の長さは、センチメートルとする。

(その4)

許可証番号	
営業者	

営 業 所			
営業所番号		所轄警察署	
開設年月日	年 月 日	廃止年月日	年 月 日
営業所所在地			
営業所名称			
管理者住所			
管理者氏名		生年月日	

営 業 所 の 変 更 状 況		
変 更 日	変 更 事 項	変 更 内 容
届 出 日		
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 名 称	
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他	

注1 「種別」及び「変更事項」欄は、該当する□内に√印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

